

国海安第41号
令和2年9月3日

一般社団法人日本船主協会会長 殿
一般社団法人日本旅客船協会会長 殿
一般社団法人日本長距離フェリー協会会長 殿
一般社団法人日本外航客船協会会長 殿
日本内航海運組合総連合会会長 殿
外国船舶協会会長 殿
日本水先人会連合会会長 殿
外航船舶代理店業協会会長 殿
日本シップブローカーズ協会理事長 殿
日本船舶代理店協会会長 殿

国土交通省海事局安全政策課長
(公 印 省 略)

走錨事故の防止について（注意喚起）

気象庁によると、強い台風第10号は、今後、特別警報級の勢力まで発達し、5日から6日にかけて沖縄地方に接近するおそれがあり、その後も特別警報級の勢力を維持したまま北上し、6日から7日にかけて奄美から九州を中心に接近または上陸するおそれがあることが予報されております。

近年、非常に強い台風時において走錨による事故が相次いで発生している状況にあり、平成30年9月には、台風第21号による強風により関西国際空港沖で錨泊していたタンカーが走錨し空港の連絡橋に衝突、また、同年10月には、台風第24号により錨泊中の外国籍船貨物船が走錨して京浜港川崎区扇島の岸壁に衝突する事故が発生しました。

更に、令和元年9月に、台風第15号による強風により東京湾で錨泊していた一般貨物船が走錨し、南本牧コンテナターミナルと首都港湾岸線を直結する臨港道路に衝突する事故が発生しております。

このため、台風等の荒天時における当面の安全対策として、下記にご留意いただくよう貴団体傘下事業者等に対して周知をお願いいたします。

記

1. 気象・海象の情報を的確に入手し、また、海上空港（連絡橋）など重要施設の周辺海域に設定された投錨泊禁止区域等（以下の海上保安庁のホームページを参照）を踏まえ、湾外の安全な海域への避難を行う、又は、湾内における適切な錨泊地を選定すること。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/taiousaku.html>

2. 予想される風速、風向等の気象・海象状況、海域及び底質に応じて、安全な錨鎖の伸出等適切な措置を講じること。
3. 錨泊中における当直体制を適切に維持し、自船の位置把握等に努めること。
4. 気象・海象の状況により走錨等の非常事態が想定される場合には、直ちに機関を使用できる状態（機関準備）に維持しておくこと。
5. 上記の他、「走錨事故防止ガイドライン」（国土交通省海事局及び海上保安庁）【別添1及び別添2】及び以下の海上保安庁ホームページに掲載されている走錨事故防止ポータルサイトに記載された内容を参考に適切な措置を講じること。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/kaijyoukoutsu/soubyo.html>